兵高教組　2026年9月18日
調査情報　9号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL：078-341-6745　FAX：078-351-3185
URL：http://www.hyogo-kokyoso.com
mail：honbu@hyogo-kokyoso.com

代替教職員（育休・病休等）の皆さん

休まれている方の復帰が早まっても雇い止めにはなりません

兵庫では昔、育休、病休、看護欠勤、介護休暇などで休まれている教職員が当初予定していた期間よりも早期に現場復帰される場合、代替教職員の任用事由が消滅した時点で代替教職員は退職となっていました。しかし、過去の諸先輩方の運動の結果、1999年1月から、そういう場合、「他校で優先的に任用」となり、**他校で任用がない場合や本人が継続を希望する場合**、当校（現任校）において**「調整定員」という形で任用期間内は任用が継続**します。

すなわち下図のようになります。

〈他校での任用がない場合、本人が継続を希望する場合〉

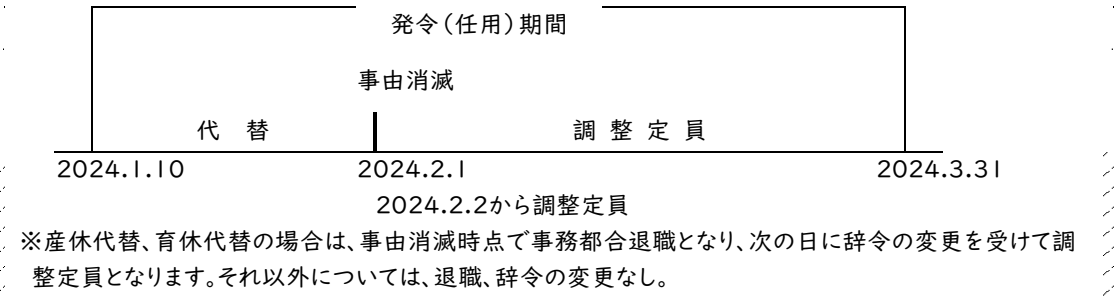

※産休代替、育休代替の場合は、事由消滅時点で事務都合退職となり、次の日に辞令の変更を受けて調整定員となります。それ以外については、退職、辞令の変更なし。

〈他校での任用があった場合〉

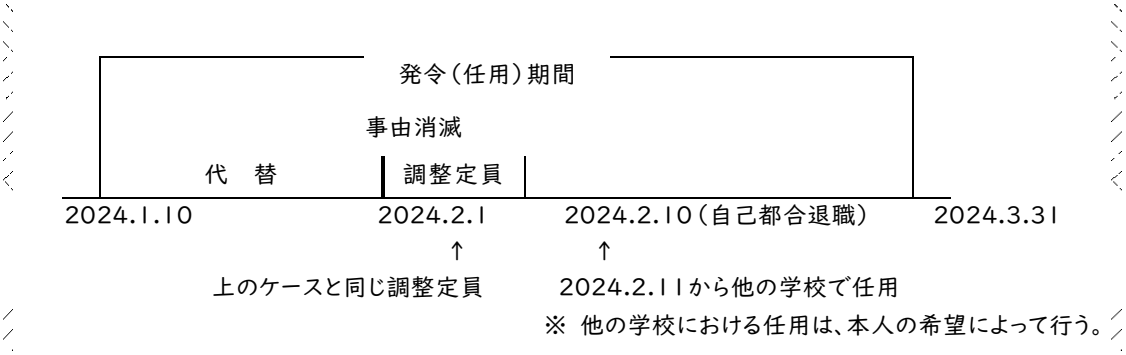

（『賃金権利手帳2026年度版』（兵庫県高等学校教職員組合編）p. 109より）

この「調整定員」という制度については、十分に周知されているものではなく、とりわけ管理職が知っておらず、27年以上前同様、代替教職員の方が、休まれている教職員の復帰のため意に沿わない退職をし、無給の状態となるというケースが起こりえます。現に今年もこの制度への無理解がもとで年度途中で雇い止めになりそうになった方がおり、その方の相談に乗る中で、27年以上前に導入されたこの制度が、今も生きていることを県教委とのやりとりによって確認しました。

この制度については組合員の方に関しては『賃金権利手帳』に記載されています。『賃金権利手帳』は皆さんの権利を守る盾となるものですので、どうかご活用ください。また、育休・病休などそれぞれの事情で早めに終えたいと考えられている方には復帰が早まると代替教職員に迷惑がかかると悩まれている方がいるかもしれません。兵庫県にはこういう制度があるのですから、その悩みは全く無用ですね。

「調整定員」で教員が加配になれば、その分、育休復帰の先生やサポートする先生の職務軽減になります。この種の有益な制度を運動により今後も実現させましょう。

少しでも労働条件の改善を　そのためにあなたも高教組へ！